

Kyoto Card Neo(JCB) キャッシュ一体型特約

第1条 (本特約の目的、提供範囲等)

本特約は、株式会社京都銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が発行する「Kyoto Card Neo (JCB) キャッシュ一体型」（以下「本カード」という。）の発行条件および本カードの機能使用方法等について定めるものです。

第2条 (本カードの発行・貸与)

1. 本カードのお申込みは、当行およびJCB（以下、「両社」という。）が別に定める「Kyoto Card Neo (JCB) 会員規約」（以下「会員規約」という。）および当行が別途定める京銀キャッシュカード規定（京銀ICキャッシュカード規定も含む。以下同じです。）ならびに本特約をご承認いただいた、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行からお届出住所宛へ、諸通知の発送や、諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
2. 本カードのお申込みに対し両社が承認した場合に本カードは発行されるものとします。発行される本カードの所有権は当行に帰属するものとし、当行は承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします（以下、本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」という。）。なお、本カードの券面には、会員氏名・JCBカード番号・有効期限・銀行口座番号等が表示されています。
3. 第1項のお申込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（京銀キャッシュカード規定に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）が対応する当行所定の普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の指定預金口座として届け出るものとします。
4. 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申込みが必要となります。
5. 両社が本カードを発行しない場合、京銀ICキャッシュカード（以下、「ICカード」という。）を発行します。なお、既に指定預金口座のICカードを発行している場合、新たにICカードを発行せず、既に発行しているICカードを引き続きご利用いただくものとします。

第3条 (有効期限)

1. 本カードの有効期限は両社が指定するものとし、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」という。）の末日までとします。
2. 両社は、カード有効期限までに、退会の申出のない一体型会員で、かつ、両社が審査のうえ、引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。
3. 前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを使用されたとき、本カードの券面のICチップに指静脈情報を登録したとき、もしくは当行が定める有効期限が経過した後に無効となります。
4. 第2項において両社が更新カードの発行を承認しない場合、当行は第2条第5項により有効期限を更新したICカードを発行できるものとします。

第4条（本カードの機能）

1. 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するクレジットカードとしての機能（会員規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という。）を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
2. 一体型会員は、現金自動預入払出兼用機等（以下「自動機」という。）において本カードを使用する場合においては、本カード表面に記載されているカード挿入方向の表示、自動機の画面表示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
3. 前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向や自動機の操作を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型カード会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを使用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第5条（本カードの使用不能）

1. 万が一本カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行またはJCBにご照会ください。
2. 本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、一体型会員は当行所定の手続を行うものとします。

第6条（本カードの機能停止等）

1. 両社は、一体型会員と両社との間の会員規約、および一体型会員と当行との間の京銀キャッシュカード規定が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。また、これに伴う不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。
 - (1) 本カードの再発行のため、一体型会員が、当行またはJCBに本カードを返還した場合。
 - (2) 本カードに関する諸変更手続きのため、当行またはJCBに本カードを送付または預けた場合。
 - (3) 自動機の利用時暗証番号相違、自動機の故障等の理由により本カードが回収された場合。
 - (4) 一体型会員から当行またはJCBに対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合。
2. 一体型会員が本特約または会員規約に違反し、または違反するおそれがあると当行またはJCBが合理的な理由に基づき判断した場合には、当行またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能の使用についても停止することができるものとします。

第7条（本カードの解約・会員資格の取消）

1. 一体型会員は本カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては当行所定の書面を指定預金口座のある取引店（以下「当行所定の窓口」という。）に提出してください。この場合、本カードは当行に返却してください。
2. 本カードのクレジットカード機能については、会員規約に基づいて当行が会員資格を取消することができます。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能に係る契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は責任を負いませんのでご了承ください。
3. 前項の他に、当行は一体型会員が本特約または京銀キャッシュカード規定もしくは会員規約に違反したと認めた場合に

は、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

第8条（本カードの取扱い）

1. 一体型会員は、当行より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）に自己の署名を行わなければなりません。
2. 本カードはカードの券面に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行に帰属しますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等して本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第9条（指定預金口座の変更）

本カードの指定預金口座は変更できないものとします。指定預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、当行に本カードを返却のうえ、本カードの解約と再度新たな本カードの入会お申込みの手続きを行ってください。

第10条（届出事項の変更）

1. 一体型会員が両社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、当行に所定の方法により遅滞なく届出るものとします。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、一体型会員はこれを提出するものとします。届出の前に生じた損害については両社は責任を負いませんのでご了承ください。
2. 届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は本カードによるクレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用は継続できるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生した場合でも両社は責任を負いませんのでご了承ください。

第11条（紛失・盗難）

1. 一体型会員は、本カードを紛失、盗難その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって両社に速やかに連絡するものとします。
2. 前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の届出を行うものとします。本カードの喪失に伴うカード再発行のお申込みについても同様とします。また、京銀キャッシュカード規定に定める場合を除き当行は責任を負いませんのでご了承ください。
3. 第1項の連絡を受けた場合は、両社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続きにしたがって、クレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。両社のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご使用の安全を図るための措置であり、万が一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが利用できないことが生じても、両社は一切責任を負いませんのでご了承ください。

第12条（カードの再発行）

両社は、本カードの紛失・盗難・破損・汚損、または氏名の変更等の理由により一体型会員が希望した場合は、両社が審査のうえカードを再発行します。この場合、一体型会員は、両社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。また、一体型会員

が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。ただし、当行が返還の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。

第13条（カードの返還）

一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはJ C Bの請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社は責任を負わないものとします。

1. 会員規約所定の事由により両社が運営するカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含まれます）。
2. 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
3. 一体型会員が当行に対し、本カードの利用を取りやめる旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合。

第14条（カードの回収）

前条第1項の場合、当行またはJ C Bは各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等することなく、自動機やJ C Bの加盟店を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。

第15条（業務の委託）

1. 当行は本カードの発行その他に関する業務をJ C Bおよび京銀カードサービス株式会社に委託することができるものとします。
2. J C Bおよび京銀カードサービス株式会社は、前項の業務につきJ C Bおよび京銀カードサービス株式会社が指定する第三者に委託することができるものとします。

第16条（情報の共有）

1. 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において、必要な保護措置を行ったうえで両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。
 - (1) 会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第10条第1項に基づいて両社のいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
 - (2) 第6条第1項各号、同条第2項、第13条、第14条記載の事項。
 - (3) 京銀キャッシュカード規定または会員規約に違反した事実。
 - (4) その他本カードの機能の全部または一部の使用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。
2. 両社は第1項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
3. 第15条に基づき、当行が本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲でJ C Bおよび京銀カードサービス株式会社に対し、またはJ C Bおよび京銀カードサービス株式会社が再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第 17 条（本特約の優先適用）

本特約と会員規約または京銀キャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第 18 条（本特約の改定）

本特約は、民法の定めに基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他の相当の方法により周知します。